

賃貸借契約書（案）

- 1 件名 業務用自動車賃貸借（乗用自動車）中型ミニバン
- 2 車種・数量 仕様書のとおり
- 3 契約金額 金 円（内訳別紙のとおり）
(うち、消費税相当額 金 円)
ただし、月額 金 円（うち、消費税相当額 金 円）
- 4 履行期間 令和8年8月1日から令和13年3月31日まで
- 5 借入場所 仕様書のとおり
- 6 検査場所 同上
- 7 契約保証金 免除

標記の案件について、発注者と受注者との間に、標記各項及び次の契約条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
支出負担行為担当官
近畿農政局長

受注者

契 約 条 項

(総則)

第1条 受注者は、この契約の定めるところにより発注者に自動車を賃貸（リース）し、発注者はこれを賃借するものとする。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第2条 国庫債務負担行為に係る契約において、各会計年度における代金の支払限度額は、次のとおりとする。

令和8年度	円(税込み)
令和9年度	円(税込み)
令和10年度	円(税込み)
令和11年度	円(税込み)
令和12年度	円(税込み)

(自動車の引渡)

第3条 受注者は、自らまたは受注者の指定する者を介して、発注者に自動車を引渡する。

2 発注者は、装備や外観その他すべての点について、リース目的の限度において良好な状態にあることを確認のうえ、自動車の引渡を受けるものとする。

3 天変地異や製造停止等、受注者の責に帰し得ない事由による自動車の引渡遅延または引渡不能の場合、受注者は責を負わないものとする。

(自動車の保管)

第4条 発注者は、自動車を善良な管理者の注意をもって保管するものとする。

(検査)

第5条 発注者又は発注者の指定した職員（以下「検査職員」という。）は、毎月の使用が完了したときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

2 受注者は、発注者が前項の検査への立ち会いを求めた場合には、検査に立ち会わなければならない。

3 前項の規定により発注者が検査への立ち会いを求めた場合において、受注者が検査に立ち会わないときは、発注者は単独でその検査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。この場合、受注者は検査結果について異議を申し立てることはできない。

(料金の請求及び支払)

第6条 賃貸に対する料金は、契約期間開始日から発生するものとし、中途解約の場合には

解約日までの月数に応じて計算するものとする。

2 受注者は、前条第1項に定める検査職員の検査に合格したときは、頭書3に定める契約金額の月額を毎月所定の手続きにより、発注者に請求するものとする。

3 発注者は、前項の規定により適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に該当金額を受注者に支払うものとする。

ただし、受理した支払請求書が不適当であるために受注者に返送した場合は、発注者が返送した日から適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に参入しないものとする。

4 発注者が前項の約定期間内に契約金額を受注者に支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払いの契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

5 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

（費用の負担とリース料金変更）

第7条 自動車の管理、使用に生じる費用の負担は仕様書のとおりとする。

2 自動車に対する公租、公課、自動車損害賠償責任保険料、その他リース料を構成する諸原価に著しく変動があったときは、発注者と受注者で協議のうえ変更するものとする。

（原状変更）

第8条 発注者は、受注者の書面による承諾を得なければ、自動車の原状及び用途の変更を行うことができない。

（譲渡等の禁止）

第9条 発注者は、この契約による権利を他に譲渡したり、自動車を転貸したり、担保に入れたり、その他受注者の所有権を侵害し又はその恐れのある一切の行為をしてはならないものとする。

（安全運転）

第10条 発注者は、受注者の指示の有無に関わらず日常の始業点検を励行し、自動車の運転について安全運転に努め法令及び規則を遵守する。

(メンテナンスサービス)

第11条 受注者は、仕様書に掲げるメンテナンスサービス（車両自体の通常の消耗部品の交換補給を含む。）を行うものとする。

2 前項の自動車の整備及び修理は、原則として受注者の整備工場（受注者が委託した第三者の整備工場を含む。）において実施するが、緊急の場合その他やむを得ず他で整備又は修理をする場合、発注者は事前に受注者の了解を得てこれを行うものとする。

3 第1項の規定に関わらず、次の場合の修理費等は発注者の負担とする。

- ア 発注者の故意若しくは重大な過失に起因する修理等の費用
- イ 第15条第3項による自動車の保険で補填されない修理等の費用
(自動車保険の支払対象外及び免責金額、保険金額を超過した費用等)
- ウ 発注者が受注者の承認なしに他で独自に修理した費用

(代車)

第12条 受注者は、前条に基づく整備及び一般修理の期間において、原則として発注者に代車を貸与する。ただし、発注者と受注者の協議のうえ、貸与しない場合もあるものとする。

(自動車の瑕疵)

第13条 自動車に瑕疵が発見されたときは、発注者は保証書の定めに従い、自動車の製造会社または販売会社に対し、保証修理等の履行を求めるものとする。

(事故処理)

第14条 自動車それ自体又は使用管理によって事故が発生したときは、発注者は、その責任において、法令の定める諸手続きに従って事故の解決を図るものとする。

2 受注者は、発注者の要請があったときは、事故に関する諸手続き及びその解決に積極的に協力を行う。

3 発注者は、事故が発生したときは、速やかに受注者に事故報告を行う。

(自動車の滅失毀損による解約)

第15条 盗難、火災、天変地異その他、発注者及び受注者いずれの責にも帰さない事由により生じた自動車の滅失（修理不能を含む。）、毀損等で発注者がその占有を失ったときは、発注者は催告なしでその自動車についてのリース契約を終了させることができるものとする。

2 前項によってリース契約が終了した場合、発注者は、当該自動車のリース期間満了までの残リース料金とリース期間満了時の物件残存価格の合計額を負担するものとする。

- 3 受注者が、第1項の事由により自動車の保険金の支払を受けたとき又は保険料その他の返還を受けたときは、受注者の受領金額の限度で発注者は前項の支払義務を免除される。

(重要事項の通知)

第16条 発注者は、盗難・詐欺その他の事由により自動車の占有を失ったときは、直ちに受注者にこれを通知するとともに、速やかに盜難届または紛失届を所轄の警察署に提出するものとする。

(自動車の返還)

第17条 貸借期間が満了又は解除により本契約を終了したときは、自動車を受注者に返還するものとし、発注者は受注者の指示に従って返還する。

- 2 自動車が返還される時、車両若しくはその付属品に通常の使用による損耗以上の損害があったときは、その損害を発注者は受注者に賠償するものとする。
- 3 発注者が自動車の返還を怠ったときは、受注者は自動車の所在場所から任意に引揚げができるものとする。

(契約走行距離等)

第18条 発注者及び受注者は頭書3の契約金額が、仕様書記載の契約走行距離を前提に決定されたものであることを確認するものとする。

- 2 自動車が返還されたとき、発注者が仕様書記載の契約走行距離に経過リース期間月数を乗じた距離を超えて自動車を運行していた場合であっても、超過走行料を受注者に支払わないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第19条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 受注者がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、受注者が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、受注者又は受注者から債権を譲り受けた者が発注者に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）以下「債権譲渡

特例法」という。) 第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、発注者は、受注者に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。

- 3 前項の場合において、譲受人が発注者に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第1項ただし書に基づいて受注者が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、発注者が行う弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第20条 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 再委託が出来る業務は、原則として請負代金額に占める再委託金額の割合(以下「再委託比率」という。)が50パーセント以内の業務とする。

(契約不適合責任)

第21条 発注者は履行された業務内容が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、業務内容の修補による履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完

を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第22条 発注者は、次条又は第24条の規定によるほか、発注者の都合により必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、履行期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 正当な理由なく、第21条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 三 この契約の履行に関し、受注者又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。
- 四 前各号に定めるもののほか、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
- 二 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 受注者に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- 六 受注者が制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

一 債務の一部の履行が不能であるとき。

二 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第21条に規定する契約不適合あるとき。

二 第23条又は第24条の規定によりこの契約が解除されたとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(違約金)

第27条 受注者は、第23条又は第24条規定により、この契約の全部又は一部を発注者により解除された場合は、違約金として契約金額（総価）から履行部分に相当する金額を控除した額の100分の10に相当する額を発注者に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

2 前項の規定は、発注者に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(受注者の解除権)

第28条 受注者は、発注者がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により、この契約を解除した場合で受注者に損害が生じたときは、発注者に対しその損害の賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内の日に文書により、行わなければならない。

4 第2項に規定する損害賠償の額は、発注者と受注者で協議し定める。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第29条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は契約の解除をすることができない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第30条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第31条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（総価）の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7

項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額（総価）の100分の10に相当する額のほか、契約金額（総価）の10分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならぬ。
- 一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

- 第32条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第33条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為。
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為。
- 五 その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第34条 受注者は、前2条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたくても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条の各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第35条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第36条 発注者は、第32条、第33条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第32条、第33条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第37条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(契約の変更)

第38条 発注者は、契約期間が完了するまでの間において、仕様書等を変更することができる。

- 2 発注者は仕様書等を変更する場合には、受注者と協議しなければならない。
- 3 契約金額の変更が行われる場合には、受注者は当該変更に関する見積書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第39条 発注者及び受注者は、この契約を通じて知り得た相手方の業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。この契約の履行にあたり受注者から業務を委託された者も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

(相殺又は徴収)

第40条 発注者は、受注者に対し、この契約に基づく違約金等があるときは、受注者に支払うべき契約代金と相殺し又は別に徴収できるものとする。

(協議)

第41条 発注者と受注者は、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、本契約に疑義が生じた場合には、発注者と受注者双方が信義誠実の原則に従って協議して解決を図る。

別紙

借入場所・車種	賃貸借料（中型ミニバン）			
	月額（税抜き）①	消費税相当額②	月額（税込み） ①+②	5 6か月
近畿農政局兵庫県拠点 (車種名)				
契 約 金 額				